令和６年度　第３回秋葉警察署協議会議事概要

開催日時	令和６年12月20日（金）午後１時00分から午後２時30分まで		
開催場所	秋葉警察署講堂		
出席者	委員（定数７人）	大澤会長　又地副会長　今里委員　川名委員 髙橋（健）委員　髙橋（穣）委員　田村委員 （会長・副会長以下50音順）	計７人
	警察	吉岡署長　菅原副署長　太田会計課長 関根生活安全課長　川上地域課長、 五十嵐刑事課長　白川交通課長、瀬下警備課長 警務課長	計９人

管内の治安情勢

署長から、令和６年11月末現在の管内の治安情勢について、資料に基づき説明があった。

重点事項に対する業務推進状況

署長等から、前回答申した重点推進項目の取組状況について、下記のとおり説明があった。

１　特殊詐欺被害及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺被害防止対策の強化

（１）管内マラソン大会における広報活動の実施

（２）管内事業所の自動車安全運転研修大会におけるＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺被害防止方策に関する講話の実施

（３）少年ボランティア及び秋葉区職員と協同による、イベント会場における特殊詐欺等被害防止、鍵かけに関する防犯広報の実施

（４）新潟市消費者協会新津支部員と協同による、郵便局利用客に対する特殊詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺被害防止広報の実施

（５）地元ラジオ番組を活用した、サポート詐欺に対する防犯広報の実施

（６）管内に居住する未就学児２名を一日警察署長に委嘱し、特殊詐欺、ＳＮＳ型投

資・ロマンス詐欺被害防止広報を実施

（７）管内コミュニティ協議会、新潟市消費者安全確保地域協議会・地域包括センター連絡会及び管内町内会主催の会合における特殊詐欺被害防止講話等の実施

（８）特殊詐欺被害未然防止に功労のあった家電量販店、金融機関及び同職員に対する署長感謝状の贈呈

２　歩行者保護対策の推進、行楽期等の交通事故防止対策

（１）「秋の全国交通安全運動」の実施

ア　管内こども園の園児を「ちびっ子１日お巡りさん」に委嘱し、秋葉区のイメージキャラクターとともに当署が推進している「横断歩道ＳＬ作戦宣言」を行った後、管内大型店舗において啓発品を配布しながら交通事故防止を呼び掛けた。

イ　管内の交通頻繁な交差点23箇所に署員を固定配置し、挙署一体となった一斉街頭監視及び国道460号において街頭指導所を設置した。

　警察官の姿を見せることで、安心感を与えるとともに、交通事故抑止につながる交通安全意識の向上を図った。

ウ　管内主要地方道において速度取締りを実施するとともに、受傷事故防止のため、署長による現場点検を実施した。

（２）「高齢者交通事故防止運動」の実施

ア　管内マラソン大会に参加し、特殊詐欺防止と高齢者事故防止の広報を実施した。

イ　大学の交通安全サポーター等とともに運動機能測定や歩行シミュレーター、高齢者に対する反射材の直接貼付等を行い、参加者の交通安全意識の向上を図った。

ウ　管内のゲートボール大会において、参加者に声をかけながら区役所職員と協力して靴等に反射材を直接貼付した。

諮問

署長から、当面の重点推進事項について次のとおり諮問があった。

１　特殊詐欺被害及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺防止対策の強化
２　年末年始における犯罪被害防止活動の強化
３　冬の交通事故防止対策
４　「横断歩道ＳＬ作戦」の強化による歩行者保護対策

答申

質疑の後、秋葉警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

意見・要望・質疑等（〇は署長等の説明）

１　一般道路で片側二車線の追い越し車線をゆっくり走る車がいて困る。

○　片側二車線の道路を通行する場合は、左側の第一車線を通行することが原則です。また、第二車線を走行中の車両は、高速車両に追いつかれた場合は第一車線を走行して道を譲るという規定があります。今後、指導・広報を推進してまいります。

２　特殊詐欺等について、様々な手口が急増すると予想します。また、自転車の運転に関する罰則が強化されるなど、防犯や交通安全に関する広報が必要と考えますので、商店街の放送施設を活用していただければと考えております。

○　当署においても効果的な広報を考えておりますので、ご協力をよろしくお願いします。

度等取締り指針の策定

交通課長から、交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。

その他

会議終了後、県警航空隊の施設を見学した。